

食の安全・安心の確立を求める意見書(案)

昨年、大手ホテルや百貨店、老舗旅館等でメニューの虚偽表示など食品の不当表示事案が相次いだことから、政府は昨年12月9日に食品表示等問題関係府省庁等会議において、食品表示の適正化のため緊急に講ずべき必要な対策を取りまとめました。

具体的には、農林水産省の食品表示Gメン等を活用した個別事案に対する厳正な措置や景品表示法のガイドラインの作成を通じた食品表示ルールの遵守徹底など当面の対策が盛り込まれ、現在実施に移されています。また、このほか事業者の表示管理体制や国や都道府県による監視指導体制の強化などを柱とする抜本的な対策が明記され、これらの対策を法制化する景品表示法等改正案が近く国会に提出される運びとなっています。

よって、国においては、下記の事項について適切な措置を講じ、食品に係る安全性の一層の確保に努めるよう強く要望します。

記

- 1 食品表示等の適正化を図る景品表示法等改正案の早期成立・施行を期すこと
 - 2 本改正案等に基づく対策の推進にあたり、政府及び地方公共団体において、消費者庁を中心とした監視指導体制を確立するとともに、そのための必要な予算措置を講ずること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年 月 日

埼玉県和光市議会

内閣総理大臣	安倍	晋三	様
財務大臣	麻生	太郎	様
総務大臣	新藤	義孝	様
厚生労働大臣	田村	憲久	様
農林水産大臣	林	芳正	様
経済産業大臣	茂木	敏充	様
国土交通大臣	太田	昭宏	様
内閣府特命担当大臣	森	まさこ	様

(消費者及び食品安全)